支援センターだより No.9

なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター
（公益活動対策部）

1 はじめに

東北税理士会成年後見支援センターだよりの9回目は、後見人等の職務である財産管理についての続編です。

先月の「支援センターだより No.8」では、財産管理のうち「財産及び負債の引継ぎ」の途中まで説明しましたので、今月はその続きから説明します。

2 財産管理

(3) 財産及び負債の引継ぎ

⑥生命保険・損害保険

成年被後見人等である本人が加入している保証の内容を証書などから確認し、満期受取り・疾病・介護などの受取りができるかを確認します。本人が契約者である生命保険契約に関する権利については、受取人等を確認し、保険契約継続の必要性も検討します。医療特約など代理人請求制度があるものは請求代理人届を出しておきます。

⑦借入金などの債務

借入金があれば、残高、利息、返済方法、担保の有無を調べます。加えて、個人保証債務の有無も合わせて調べます。

⑧年金

成年後見人等の就任届出を提出し、年金に関する書類の送付先変更の届出をします。

⑨貴金属等

高価な貴金属や骨董類は、貸金庫など適当な保管場所を見つけることが必要です。

⑩貸金庫

貸金庫契約があるときは、公正な第三者（成年後見等監督人や公証人）立会いの下、中身を確認し収納物の点検を行います。

⑪郵便物の転送届、その他

郵便局に対して、本人に送られてくる郵便物に対して後見人等に転送してもらうよう届出が毎年必要です。

実印、印鑑登録カード、年金証書、年金手帳、不動産権利証、健康保険や介護保険の被保険者証等を預かります。

(4) 財産管理における個別論点

①ペイオフ対策、投資・投機

ペイオフ対策としての預金の分散等は、預金についての危険の防止すなわち保存行為に当たると解されるため、基本的には後見人等の裁量により行って差し支えないと考えられます。

後見人等は被後見人等の資産を増やす義務はありませんので、投資・投機をする必要はありません。また、証券取引等を行って損をすれば、被後見人等に損害を与えたこと自体の責任を問われる可能性があります。

②居住用不動産の処分

本人の居住する不動産の処分を行う場合には、民法第859条の3に基づき、後見人等は被後見人等に代わって、家庭裁判所に居住用不動産処分許可の申出をしなければなりません。後見人等監督人が選任されている場合には、その同意も必要です。

この申出なしに行われた処分行為は無効であると解されます。

「処分」とは、本人が所有又は占有使用する不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定、贈与、居住していた建物の解体撤去等をいいます。

家庭裁判所の処分許可の判断材料としては、売却等処分行為の必要性、売却等の条件（買主・適正価格・業者・仲介手数料等）、本人の意向確認などがあり、これらを総合的に判断して決められます。

③後見人等又は親族への贈与・貸付

贈与は、対価を伴わない被後見人等の財産の減少行為ですから、後見人等又は他人に対するものいずれも原則許されません。

相続税対策のための贈与も、相続人の利益を図る行為であって被後見人等のためのものではありませんから、原則としては許されないものと考えられます。

また、金銭貸付については、後見人等に対して行う場合には、自己契約及び利益相反行為となります。また、親族に対して行う場合にも無利息の場合や回収可能性がない場合には、贈与とほとんど変わりません。したがって、原則としては認められないものと思われます。

(5) 後見制度支援信託

後見制度（保佐・補助・任意後見では利用できません）において、本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための方法の一つとして「後見制度支援信託」があります。

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。この制度を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所の指示が必要になるため、親族後見人による不正行為を未然に防止するための方法の一つとなると考えられます。

3 おわりに

成年後見人等の職務である財産管理については、まさしく税理士が行う日常的業務の一形態といえます。財産管理は、税理士にとっては基本業務であり、税理士の職能としての「財産管理と税」の専門性を発揮できるものであります。成年後見制度が有効に機能するために専門家による第三者後見が期待されているなか、税理士の社会貢献の一環として、税理士の職能を生かして本制度へ対応を行っていくことが、本制度の維持・発展にとって力になるものと考えられます。

（相談員　大澤　一雄）